

# 有価証券報告書の作成要領

(2025年3月期提出用)

公益財団法人 財務会計基準機構

企業会計基準委員会

## 2025 年 3 月期の有価証券報告書作成に係る主な改正点

項 目	本 書	参照頁
1. 「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の提言に関する事項	2023 年 12 月 22 日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 81 号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・重要な契約等	80～95
	2024 年 3 月 27 日に「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 29 号）」が公表されたことに伴う全般的な事項を改正しました。 ・第二号様式 有価証券届出書 ・第三号様式 有価証券報告書 ・連結財務諸表 ・財務諸表	-
2. 政策保有株式の開示関係	2025 年 1 月 31 日に「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 6 号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・株式の保有状況	191、192、195
3. スタートアップへの資金供給の促進関係	2025 年 2 月 21 日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 13 号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・従業員の状況 ・発行済株式総数、資本金等の推移 ・その他の参考情報	38、39、41 125 639
4. 法人税、住民税及び事業税等及び税効果会計に関する会計処理等に関する事項	2022 年 10 月 28 日に改正企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・主要な経営指標等の推移 ・会計方針の変更等 ・連結包括利益計算書関係 ・退職給付関係 ・会計方針の変更等	14、18、22 258 300～303 362 522
5. グローバル・ミニマム課税制度に関する会計処理及び開示に関する事項	2024 年 3 月 22 日に実務対応報告第 46 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・連結貸借対照表 ・連結損益計算書関係 ・貸借対照表 ・損益計算書	209、210 298、299 502、580、581 504、505、586 ～589
6. 監査報告書に関する事項	2024 年 2 月 8 日に監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」等が改正されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・監査報告書	646～659

項 目	本 書	参照頁
	2025年2月13日に財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」が改正されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・ 監査報告書	646～659
7. 内部統制報告書に関する事項	2023年6月30日に「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第57号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・ 内部統制報告書	5

なお、上記の他に、以下について公表されています。

- ・ 監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイダンス）」の改正（2025年2月13日）
- ・ 補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」（2025年2月20日）

また、2025年3月1日時点で公表されている以下の公開草案について、今後の動向にご留意ください。

- ・ 公開草案「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」（2024年11月21日）  
（包括利益の表示に関する提案、特別法人事業税の取扱いに関する提案、種類株式の取扱いに関する提案）

「記述情報の開示に関する原則」、「記述情報の開示の好事例集」、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」等の企業情報の開示に関する情報及び「サステナビリティ情報の開示に関する主な改正内容・改正後の法令等」、「サステナビリティ情報開示に関する金融庁の考え方」等のサステナビリティ情報の開示に関する特集ページが以下のウェブサイトを集約されています。当該ウェブサイトは、2025年3月期の有価証券報告書を作成するにあたっての参考になるものと考えられます。

金融庁ウェブサイト

企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）

<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>

サステナビリティ情報の開示に関する特集ページ

<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sustainability-kaiji.html>



# 本書の目次

有価証券報告書	1
表紙	2
<b>第一部 企業情報</b>	
<b>第1 企業の概況</b>	
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	26
3. 事業の内容	28
4. 関係会社の状況	32
5. 従業員の状況	36
<b>第2 事業の状況</b>	
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	44
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	48
3. 事業等のリスク	58
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	66
5. 重要な契約等	80
6. 研究開発活動	96
<b>第3 設備の状況</b>	
1. 設備投資等の概要	98
2. 主要な設備の状況	100
3. 設備の新設、除却等の計画	104
<b>第4 提出会社の状況</b>	
1. 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	106
(2) 新株予約権等の状況	112
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	122
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	124
(5) 所有者別状況	128
(6) 大株主の状況	130
(7) 議決権の状況	134
(8) 役員・従業員株式所有制度の内容	140
2. 自己株式の取得等の状況	144
3. 配当政策	150
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	152
(2) 役員の状況	162
(3) 監査の状況	170
(4) 役員の報酬等	182
(5) 株式の保有状況	188
<b>第5 経理の状況</b>	
冒頭記載	196
1. 連結財務諸表等	
(1) 連結財務諸表	
①連結貸借対照表	206
②連結損益計算書及び連結包括利益計算書	212
③連結株主資本等変動計算書	218
④連結キャッシュ・フロー計算書	220

注記事項	
（継続企業の前提に関する事項）	226
（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）	234
（重要な会計上の見積り）	254
（会計方針の変更等）	258
（表示方法の変更）	270
（追加情報）	272
（連結貸借対照表関係）	276
（連結損益計算書関係）	286
（連結包括利益計算書関係）	300
（連結株主資本等変動計算書関係）	304
（連結キャッシュ・フロー計算書関係）	310
（リース取引関係）	314
（金融商品関係）	324
（有価証券関係）	346
（デリバティブ取引関係）	354
（退職給付関係）	360
（ストック・オプション等関係）	372
（税効果会計関係）	388
（企業結合等関係）	392
（資産除去債務関係）	406
（賃貸等不動産関係）	408
（公共施設等運営事業関係）	412
（収益認識関係）	416
（棚卸資産関係）	434
（セグメント情報等）	438
（関連当事者情報）	460
（開示対象特別目的会社関係）	468
（1株当たり情報）	472
（重要な後発事象）	482
⑤連結附属明細表	484
(2) その他	494

---

特例財務諸表提出会社向け記載事例	499
------------------	-----

## 2. 財務諸表等

(1) 財務諸表	
①貸借対照表	500
②損益計算書	504
③株主資本等変動計算書	508
注記事項	
（継続企業の前提に関する事項）	510
（重要な会計方針）	512
（重要な会計上の見積り）	518
（会計方針の変更等）	522
（表示方法の変更）	532
（追加情報）	534
（貸借対照表関係）	540
（損益計算書関係）	544
（有価証券関係）	550

(税効果会計関係)	552
(企業結合等関係)	556
(収益認識関係)	560
(重要な後発事象)	562
④附属明細表	564
(2) 主な資産及び負債の内容	570
(3) その他	572

---

財規第1章から第6章に基づいて財務諸表を作成する場合の記載事例 ..... 575

(1) 財務諸表	
①貸借対照表	576
②損益計算書	586
③株主資本等変動計算書	592
注記事項	
(重要な会計方針)	594
(表示方法の変更)	604
(貸借対照表関係)	606
(損益計算書関係)	608
(持分法損益等)	614
④附属明細表	616
(2) 主な資産及び負債の内容	624
(3) その他	628

第6 提出会社の株式事務の概要 ..... 630

第7 提出会社の参考情報

1. 提出会社の親会社等の情報	634
2. その他の参考情報	636

第二部 提出会社の保証会社等の情報 ..... 642

監査報告書 ..... 646

---

確認書 ..... 1

---

内部統制報告書 ..... 1

[「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(2022年10月28日)等を適用し、これに伴い前連結会計年度に係る主要な経営指標等を変更している場合]

2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

[「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を適用し、2022年改正会計基準第20-3項ただし書き及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(2022年10月28日)第65-2項(2)ただし書きを適用している場合]

2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

#### 記載事例(脚注)

- (注) 1. 第〇〇期の親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な減少は、固定資産に係る多額の減損損失の計上等による。
2. 第〇〇期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	.....

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものである。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。

② 連結子会社

名称	当事業年度								補足説明
	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%)			労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)				
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者		
〇〇電子(株)	XX.X	-	XX.X	XX.X	(注1)	XX.X	XX.X	XX.X	.....
(株)〇〇セラミックス	XX.X	XX.X	-	-	(注2)	XX.X	XX.X	XX.X	.....
(株)〇〇電機	XX.X	XX.X	-	-	(注3)	XX.X	XX.X	XX.X	.....
~~~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~~~

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものである。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。

3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものである。

(記載上の注意)

(9) 従業員の状況

第二号様式記載上の注意(29)に準じて記載すること。

<第二号様式記載上の注意>

(29) 従業員の状況

a～c (略)

d 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける管理職に占める女性労働者の割合(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年厚生労働省令第162号。e及びfにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。)第19条第1項第1号ホに掲げる事項をいう。以下dにおいて同じ。)を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。e及びfにおいて「女性活躍推進法」という。)の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

e 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成3年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。)第71条の6各号に掲げるいずれかの割合をいう。)を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

(a) 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項をいう。)について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合

(b) 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況(育児・介護休業法施行規則第71条の6各号に掲げるいずれかの割合をいう。)について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の規定による公表をしない場合

f 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける労働者の男女の賃金の差異(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第1号リに掲げる事項であって同条第2項の規定により公表しなければならないものをいう。)を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異(同号リに掲げる事項をいう。)について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

g 連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものに係るdからfまでに規定する事項については、「第二部 企業情報」の「第7 提出会社の参考情報」の「2 その他の参考情報」に記載することができる。この場合においては、その箇所を参照する旨を記載すること。

(注) 第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近事業年度 → 当事業年度

[開示ガイドライン]

5-16-3 開示府令第二号様式記載上の注意(29)eに規定する事項を記載するに当たっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成3年労働省令第25号)第71条の6各号に掲げるいずれかの割合を記載する場合には、そのいずれの方法により算出したものかを明示するものとする。

また、同様式記載上の注意(29)fに規定する事項を記載するに当たっては、労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出している場合には、その旨を注記するものとする。

なお、同様式記載上の注意(29)dからfまでに規定する事項を記載するに当たっては、当該記載事項に加えて、投資者の理解が容易となるように、任意の追加的な情報(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)の規定による公表において、提出会社又はその連結子会社が任意で行う追加的な情報公表の内容を含む。)を追記できることに留意する。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

サステナビリティに関する考え方及び取組の記載は、開示府令に規定されているとおり、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つが構成要素となります。

「ガバナンス」及び「リスク管理」については、重要性にかかわらず、全ての提出会社において記載が求められます。一方で、「戦略」並びに「指標及び目標」については、重要なものについて記載することとされています。

このほか、人的資本（人材の多様性を含む。）に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、重要性にかかわらず、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を「戦略」において記載し、当該方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を「指標及び目標」において記載することとされています。

サステナビリティに関する考え方及び取組の記載は、具体的な記載方法については詳細に規定されておらず、開示府令上、現時点においては我が国における開示基準は定められていないところ、2023年3月期及び2024年3月期は各社の取組状況に応じて柔軟に開示を行い、その後、投資家との対話を踏まえ、自社のサステナビリティに関する取組の進展とともに開示を充実させていくことが考えられるとされました。

2025年3月期の有価証券報告書におけるサステナビリティに関する考え方及び取組の記載についても、引き続き、各社の取組状況に応じて、さまざまな方法が考えられます。記載にあたっては、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の各構成要素に分けた記載を行わず、一体として記載することも考えられます。また、一体として記載する場合には、投資家が理解しやすいよう、4つの構成要素のどれについての記載なのかがわかるようにすることも有用と考えられます。

本作成要領では、参考として、以下の2つの記載事例を示していますが、上述のとおり、サステナビリティに関する考え方及び取組の記載についてはさまざまな方法が考えられるため、各社の取組状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

記載事例① サステナビリティ情報全体について、サステナビリティに関する考え方及び取組の記載を行う場合

記載事例② 重要なサステナビリティ項目ごとに、サステナビリティに関する考え方及び取組の記載を行う場合

なお、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が、2025年3月に、次のサステナビリティ開示基準を公表したことを踏まえ、任意でこれらのサステナビリティ開示基準に従った開示をすることも考えられます。この場合は、本作成要領の分冊である「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」をご確認ください。

- ・ サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
- ・ サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」
- ・ サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

#### 作成にあたってのポイント（続き）

⑨ 開示ガイドライン 5-16-2 の「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合」について、「例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる」とされています。

具体的な記載内容については、個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば、社内（例えば、取締役会等の社内の会議体等）で合理的な根拠に基づく適切な検討を行った場合、その旨と、有価証券報告書に記載した将来情報に関する検討過程として、前提とされた事実、仮定（例えば、〇頃までに〇〇のような事象が起こる等）及びこれらを基に将来情報を導いた論理的な過程（推論過程）の概要について、わかりやすく記載することが想定されています。

⑩ 人的資本（人材の多様性を含む。）に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、基本的には、連結会社ベースの指標及び目標を開示することが想定されています。もっとも、例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているものの、必ずしも連結グループに属する全ての会社では行われてはいない等、連結グループにおける記載が困難である場合には、その旨を記載した上で、例えば、連結グループにおける主要な事業を営む会社単体（主要な事業を営む会社が複数ある場合にはそれぞれ）又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことも考えられます。

⑪ サステナビリティに関する考え方及び取組には、当連結会計年度末現在の情報を記載する必要がありますが、その記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられます。この場合には、概算値であることや前年度のデータであることを記載して、投資家に誤解を生じさせないようにする必要がありますとされています。また、概算値を記載した場合であって、後日、実際の集計結果が概算値から大きく異なる等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられます。

⑫ サステナビリティ情報の開示については、開示府令に規定のあるとおり、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つの構成要素に従った開示をすることが求められています。現時点においては、開示府令上、我が国における開示基準は定められていないため、『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（金融庁 2023年1月31日公表）や「記述情報の開示に関する原則」、「記述情報の開示の好事例集」、「有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」等を参考に各社の取組状況に応じて記載していくことが考えられます。また、任意でサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が2025年3月に公表したサステナビリティ開示基準に従った開示をすることも考えられます。この場合は、本作成要領の分冊である「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」をご確認ください。なお、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示を行うにあたり、当該分冊を部分的に参考にはできませんが、その場合、SSBJが公表するサステナビリティ開示基準のすべての定めに基づいては行わないため、SSBJが公表するサステナビリティ開示基準に準拠していると誤解されるような記載を行ってはならないことに留意が必要です。

5【重要な契約等】

当社は、当社の株主である〇〇株式会社との間で、当社の役員候補者を指名する権利を有する旨の合意に関する契約を締結した。

契約に関する内容等は次のとおりである。

(1) 契約の概要

契約締結日	相手先の名称	相手先の住所	合意の内容
〇年〇月〇日	〇〇株式会社	東京都〇〇区〇〇 XX-XX	..... ..... .....

(2) 合意の目的

.....  
.....  
.....

(3) 取締役会における検討状況その他の当社における合意に係る意思決定に至る過程

.....  
.....  
.....

(4) 合意が当社の企業統治に及ぼす影響

.....  
.....  
.....

< 第二号様式記載上の注意 >

(33) 重要な契約等

a～e (略)

f 提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第 847 条の 2 第 1 項に規定する完全親会社をいう。）を除く。g において同じ。）と当該提出会社（当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該提出会社又はその連結子会社。以下 f において同じ。）との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a) 当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

(b) 当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c) 当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

g 提出会社の株主と当該提出会社との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合において、当該株主が法第 27 条の 23 第 1 項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a) 当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意

(b) 当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。(c)において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意

(c) 当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意

(d) 当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

h 提出会社が第 19 条第 2 項第 12 号の 4 に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は連結子会社が同項第 20 号に規定する財務上の特約その他当該連結会社（同項第 13 号に規定する当該連結会社をいう。以下 h において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における同項第 13 号に規定する連結純資産額（当該提出会社が連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第 5 号に規定する純資産額）の 100 分の 10 以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

〔企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第81号）〕

附則

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第3条 （略）

2、3 （略）

4 令和7年4月1日前に開始する事業年度に係る有価証券報告書について新開示府令第三号様式から第四号様式まで、第八号様式又は第九号様式を適用する場合には、新開示府令第二号様式記載上の注意(33)f から h まで又は第二号の五様式記載上の注意(40)e から g までの規定に準じて記載すべき事項のうち、この府令の施行前に締結されたこれらの規定に規定する契約又は金銭消費貸借契約に係るものについては、その記載を省略する旨を記載することによって、その事項の記載に代えることができる。

5、6 （略）

作成にあたってのポイント

- ① 合併等の時期が連結会計年度末後（事業年度末後）である場合には、連結財務諸表（財務諸表）における「重要な後発事象」との関係がでてきます。「重要な後発事象」は会計監査の対象となる重要な事項であるため、このような場合は、「重要な後発事象」に重点をおいて記載し、本欄では「詳細は、『第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（2 財務諸表等）』の重要な後発事象を参照。」等の記載方法も考えられます。
- ② 一定の規模を超えた合併、事業の譲渡又は譲受け、株式交換、株式移転、会社分割等については、臨時報告書の提出も必要となりますのでご注意ください。
- ③ 「重要な契約等」について、提出日現在において契約期間が満了している場合又は契約を更新している場合等には、その旨を脚注において記載することが望ましいとされています。
- ④ 合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受け、分割が行われる場合や事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借、技術援助契約等が行われる場合において、重要な契約等に該当するときは、連結会社以外の会社との間で行われるか否かによらず、すべて記載することとなります。
- ⑤ 2025年3月期の有価証券報告書から、「企業・株主間のガバナンスに関する合意」、「企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意」及び「ローン契約と社債に付される財務上の特約」についても開示が求められます。なお、当開示対象となる合意は、法的拘束力を有するものに限られると考えられます。また、口頭の合意であったとしても、当該合意が法的拘束力を有する場合には、開示の対象になると考えられます。

(記載上の注意)

(23) 発行済株式総数、資本金等の推移

a 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度（この間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、最後に増減があった日）における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

また、当事業年度の末日後報告書の提出日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があった日及び増減の内訳を注記すること。

なお、新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当事業年度の末日後報告書の提出日の属する月の前月末までのものについて注記すること。

b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。bにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（bにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c 当事業年度において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d 相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、「基金等」とは、基金及び保険業法第56条に規定する基金償却積立金をいう。

〔企業内容等の開示に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第13号）〕

附則

（施行期日）

第1条 この府令は、令和7年2月25日から施行する。ただし、第1条中企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(29)e及び第二号の五様式記載上の注意(31)eの改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第2条 （略）

2～5 （略）

6 新開示府令第三号様式記載上の注意(23)b（事後交付型株式による株券の交付に係る部分に限り、新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）並びに第七号様式記載上の注意(41)a及び(42)b（いずれも事後交付型株式による株券の交付に係る部分に限り、これらの規定を新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）並びに第八号様式記載上の注意(25)b（事後交付型株式による株券の交付に係る部分に限る。）の規定は、令和7年3月31日以後に終了する事業年度に事後交付型株式による株券の交付を行う場合における同日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用する。

7～9 （略）

第3条 （略）

- e 保有目的が純投資目的である投資株式を非上場株式とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに次の(a)及び(b)に掲げる事項を記載すること。
  - (a) 提出会社の最近事業年度及びその前事業年度における銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
  - (b) 提出会社の最近事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計額
- f 投資株式の保有目的を変更したもの（最近事業年度末において保有しているものに限る。）がある場合には、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、銘柄ごとに、当該(a)又は(b)に定める事項を記載すること。
  - (a) 最近事業年度において保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものがある場合  
次に掲げる事項
    - i 銘柄
    - ii 株式数
    - iii 貸借対照表計上額
  - (b) 最近 5 事業年度（6 箇月を 1 事業年度とする会社にあつては、10 事業年度）において保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがある場合  
次に掲げる事項
    - i (a)に定める事項
    - ii 保有目的を変更した事業年度
    - iii 保有目的の変更の理由及び保有目的の変更後の保有又は売却に関する方針
- g (略)

(注) 第二号様式から第三号様式への読み替え

- ・最近事業年度 → 当事業年度
- ・最近 5 事業年度 → 当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度

記載事例（投資株式の保有目的を変更した場合）

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方  
(略)

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式  
(略)

③ 保有目的が純投資目的である投資株式  
(略)

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
L (株)	X, XXX	X, XXX

⑤ 当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	変更した 事業年度	変更の理由及び変更後の保有又は売却に 関する方針
M (株)	X, XXX	X, XXX	○1 年○月期	..... ..... .....
N (株)	X, XXX	X, XXX	○2 年○月期	..... ..... .....

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (○年3月31日)	当連結会計年度 (○年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	XXX	XXX
短期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	XXX
未払法人税等	XXX	XXX
契約負債	XXX	XXX
××引当金	XXX	XXX
資産除去債務	XXX	XXX
公共施設等運営権に係る負債	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
流動負債合計	XXX	XXX
<b>固定負債</b>		
社債	XXX	XXX
長期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	XXX
長期未払法人税等	—	XXX
繰延税金負債	XXX	XXX
××引当金	XXX	XXX
退職給付に係る負債	XXX	XXX
資産除去債務	XXX	XXX
公共施設等運営権に係る負債	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
固定負債合計	XXX	XXX
負債合計	XXX	XXX
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	XXX	XXX
資本剰余金	XXX	XXX
利益剰余金	XXX	XXX
自己株式	△XXX	△XXX
株主資本合計	XXX	XXX
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益	XXX	XXX
土地再評価差額金	XXX	XXX
為替換算調整勘定	XXX	XXX
退職給付に係る調整累計額	XXX	XXX
・・・	XXX	XXX
その他の包括利益累計額合計	XXX	XXX
株式引受権	XXX	XXX
新株予約権	XXX	XXX
非支配株主持分	XXX	XXX
純資産合計	XXX	XXX
負債純資産合計	XXX	XXX

(会計方針の変更等)

記載事例 (当連結会計年度において「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を以下の前提で適用する場合)

- ・2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金又はその他の包括利益累計額のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従って子会社に対する投資を売却した時の親会社の持分変動による差額に対する法人税等及び税効果(2022年改正適用指針第9項(3)、第30項、第31項及び第51項(3))の改正については、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を期首の資本剰余金に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用している。.....

.....(会計方針の変更の具体的な内容).....。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、.....(経過措置の概要を記載).....。この結果、.....

.....(連結財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額及び1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額).....。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用している。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっている。この結果、.....(連結財務諸表の主な科目に対する前連結会計年度における影響額、前連結会計年度に係る1株当たり情報に対する影響額及び前連結会計年度の期首における純資産額に対する累積的影響額を記載).....。

## 〔連結財規〕

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第14条の2 財務諸表等規則第8条の3(第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項ただし書を除く。)の規定は、会計基準等(同条第1項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。)の改正等(同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。以下同じ。)に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第8条の3中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第14条の3 財務諸表等規則第8条の3の2(第1項ただし書及び第2項ただし書を除く。)の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

## 〔財規〕

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第8条の3 会計基準その他の規則(以下「会計基準等」という。)の改正及び廃止並びに新たな会計基準等の作成(以下「会計基準等の改正等」という。)に伴い会計方針の変更を行った場合(当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。)には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

- 一 当該会計基準等の名称
  - 二 当該会計方針の変更の内容
  - 三 財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額
  - 四 前事業年度に係る1株当たり情報(1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)をいう。以下この章において同じ。)に対する影響額
  - 五 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
- 2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い(前事業年度より前のすべての事業年度に係る遡及適用による累積的影響額を前事業年度の期首における資産、負債及び純資産の金額に反映することをいう。以下同じ。)が実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第1号ホからトまで及び第2号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。
- 一 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項
    - イ 当該会計基準等の名称
    - ロ 当該会計方針の変更の内容
    - ハ 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
    - ニ 当事業年度に係る1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
    - ホ 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
    - ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
    - ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
  - 二 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項
    - イ 当該会計基準等の名称
    - ロ 当該会計方針の変更の内容
    - ハ 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
    - ニ 1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
    - ホ 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨
    - ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
    - ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

記載事例（国際最低課税額に対する法人税等に重要性がある場合）

※○ 法人税、住民税及び事業税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額

前連結会計年度	当連結会計年度
( 自 ○年4月1日	( 自 ○年4月1日
至 ○年3月31日 )	至 ○年3月31日 )
- 百万円	X,XXX 百万円

## (連結包括利益計算書関係)

記載事例 (その他の包括利益に関する注記 (組替調整額と法人税等及び税効果額を別個に記載) を行った場合)

## ※○ その他の包括利益に係る組替調整額 (百万円)

	前連結会計年度 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 3月 31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	XXX	XXX
組替調整額	△XXX	△XXX
計	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	XXX	XXX
退職給付に係る調整額		
当期発生額	XXX	XXX
組替調整額	△XXX	△XXX
計	XXX	XXX
法人税等及び税効果調整前合計	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
その他の包括利益合計	XXX	XXX

## ※○ その他の包括利益に係る法人税等及び税効果額 (百万円)

	前連結会計年度 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 3月 31日)
その他有価証券評価差額金		
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益		
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX
退職給付に係る調整額		
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX
その他の包括利益合計		
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX

記載事例（その他の包括利益に関する注記（組替調整額と法人税等及び税効果額を併せて記載）を行った場合）

※○ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額			（百万円）
	前連結会計年度 （自 ○年4月1日 至 ○年3月31日）	当連結会計年度 （自 ○年4月1日 至 ○年3月31日）	
<b>その他有価証券評価差額金</b>			
当期発生額	XXX	XXX	
組替調整額	△XXX	△XXX	
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX	
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	
その他有価証券評価差額金	XXX	XXX	
<b>繰延ヘッジ損益</b>			
当期発生額	XXX	XXX	
法人税等及び税効果額	△XX	△XX	
繰延ヘッジ損益	XX	XX	
<b>退職給付に係る調整額</b>			
当期発生額	XXX	XXX	
組替調整額	△XXX	△XXX	
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX	
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX	
退職給付に係る調整額	XXX	XXX	
<b>持分法適用会社に対する持分相当額</b>			
当期発生額	XX	XX	
その他の包括利益合計	XXX	XXX	

**作成にあたってのポイント**

当連結会計年度において「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(2022年10月28日)(以下「2022年改正会計基準」という。)等を適用し、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きを適用する場合、比較情報については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」(令和5年3月27日内閣府令第22号)附則第2条第2項により、従前の連結財務諸表規則によることができるとされています。

記載事例（社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額について、連結附属明細表の社債明細表又は借入金等明細表を参照する場合）

（注2）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（〇年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
短期借入金	X,XXX	—	—	—	—
社債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
長期借入金	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
リース債務	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
合計	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

当連結会計年度（〇年3月31日）

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」を参照。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (○年3月31日)	当連結会計年度 (○年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	XXX, XXX	XXX, XXX
年金資産	△XXX, XXX	△XXX, XXX
非積立型制度の退職給付債務	X, XXX	X, XXX
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	XX, XXX	XX, XXX
退職給付に係る負債	XX, XXX	XX, XXX
退職給付に係る資産	△X, XXX	△X, XXX
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	XX, XXX	XX, XXX

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)	当連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)
勤務費用	X, XXX	X, XXX
利息費用	X, XXX	X, XXX
期待運用収益	△X, XXX	△X, XXX
数理計算上の差異の費用処理額	X, XXX	X, XXX
過去勤務費用の費用処理額	XXX	XXX
その他	XX	XX
確定給付制度に係る退職給付費用	X, XXX	X, XXX

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)	当連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)
過去勤務費用	△XXX	△XXX
数理計算上の差異	XXX	XXX
その他	XX	XX
合 計	XXX	XXX

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (○年3月31日)	当連結会計年度 (○年3月31日)
未認識過去勤務費用	X, XXX	X, XXX
未認識数理計算上の差異	X, XXX	X, XXX
その他	XX	XX
合 計	XX, XXX	XX, XXX

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (○年3月31日)	当連結会計年度 (○年3月31日)
法定実効税率 (調整)	XX.X %	XX.X %
交際費等永久に損金に算入されない項目	X.X	X.X
住民税均等割	X.X	X.X
評価性引当額の増減	-	X.X
その他	△X.X	X.X
税効果会計適用後の法人税等の負担率	XX.X	XX.X

[税法の改正に伴い、法人税等の税率が変更された場合]

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を XX.X% から XX.X% に変更し計算している。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額は XXX 百万円減少し、法人税等調整額が XXX 百万円増加している。

4. 決算日後における法人税等の税率の変更  
(略)

記載事例（「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021年8月12日）を適用している場合）

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

(単位：百万円)

	前事業年度 (○年 3 月 31 日)	当事業年度 (○年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	XXX	XXX
買掛金	XXX	XXX
短期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	XXX
未払金	XXX	XXX
未払費用	XXX	XXX
未払法人税等	XXX	XXX
契約負債	XXX	XXX
前受金	XXX	XXX
預り金	XXX	XXX
前受収益	XXX	XXX
××引当金	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
流動負債合計	XXX	XXX
固定負債		
社債	XXX	XXX
長期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	XXX
長期未払法人税等	—	XXX
××引当金	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
固定負債合計	XXX	XXX
負債合計	XXX	XXX
純資産の部		
株主資本		
資本金	XXX	XXX
資本剰余金		
資本準備金	XXX	XXX
その他資本剰余金	XXX	XXX
資本剰余金合計	XXX	XXX
利益剰余金		
利益準備金	XXX	XXX
その他利益剰余金		
××積立金	XXX	XXX
繰越利益剰余金	XXX	XXX
利益剰余金合計	XXX	XXX
自己株式	△XXX	△XXX
株主資本合計	XXX	XXX
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益	XXX	XXX
土地再評価差額金	XXX	XXX
評価・換算差額等合計	XXX	XXX
株式引受権	XXX	XXX
新株予約権	XXX	XXX
純資産合計	XXX	XXX
負債純資産合計	XXX	XXX

## ②【損益計算書】

記載事例

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)		(自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)	
売上高		XXX		XXX
売上原価		XXX		XXX
売上総利益 (又は売上総損失)		XXX		XXX
販売費及び一般管理費		XXX		XXX
営業利益 (又は営業損失)		XXX		XXX
営業外収益				
受取利息及び受取配当金		XXX		XXX
その他		XXX		XXX
営業外収益合計		XXX		XXX
営業外費用				
支払利息		XXX		XXX
その他		XXX		XXX
営業外費用合計		XXX		XXX
経常利益 (又は経常損失)		XXX		XXX
特別利益				
固定資産売却益		XXX		XXX
その他		XXX		XXX
特別利益合計		XXX		XXX
特別損失				
固定資産売却損		XXX		XXX
減損損失		XXX		XXX
その他		XXX		XXX
特別損失合計		XXX		XXX
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)		XXX		XXX
法人税、住民税及び事業税		XXX		XXX
国際最低課税額に対する法人税等		-		XXX
法人税等調整額		XXX		XXX
法人税等合計		XXX		XXX
当期純利益 (又は当期純損失)		XXX		XXX

〔財規〕

(特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準)

第 127 条 特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表の様式は、前各章の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によることができる。

- 一 (略)
- 二 損益計算書 様式第六号の二  
(以下略)

〔財規〕 様式第六号の二 損益計算書

(記載上の注意)

- 1. 上記の様式は、会社計算規則第 3 編第 3 章の規定に基づいて記載すること。
- 2. 上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

(会社計算規則第 3 編第 3 章の主な規定)

項 目	会社計算規則
通則	第 87 条
損益計算書等の区分	第 88 条
売上総損益金額	第 89 条
営業損益金額	第 90 条
経常損益金額	第 91 条
税引前当期純損益金額	第 92 条
税等	第 93 条
当期純損益金額	第 94 条

〔会社計算規則〕

(損益計算書等の区分)

第 88 条 損益計算書等は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

- 一 売上高 (売上高以外の名称を付すことが適当な場合には、当該名称を付した項目。以下同じ。)
  - 二～七 (略)
- 2～7 (略)

作成にあたってのポイント

- ① 「収益認識に関する会計基準」等においては、顧客との契約から生じる収益を適切な科目をもって損益計算書に表示することとされており、例えば、売上高、売上収益、営業収益等として表示することとされています。
- ② 顧客との契約から生じる収益については、それ以外の収益と区分して損益計算書に表示するか、又は両者を区分して損益計算書に表示しない場合には、顧客との契約から生じる収益の額を注記することとされています。また、顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合には、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響 (受取利息又は支払利息) を損益計算書において区分して表示するものとされています。ただし、連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては、当該記載及び当該注記の定めを適用しないことができるとされています。
- ③ 「国際最低課税額に対する法人税等」の金額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて記載することができることとされています。この場合、重要性が乏しい場合を除き、「国際最低課税額に対する法人税等」の金額を注記しなければならないとされています。

(会計方針の変更等)

記載事例 (当事業年度において「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を以下の前提で適用する場合)

- ・2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の繰越利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金又は評価・換算差額等のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用している。.....

.....(会計方針の変更の具体的な内容).....。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、.....(経過措置の概要を記載).....。この結果、.....

.....(財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額及び1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額).....。

(記載上の注意)

(41) 連結財務諸表

a、b (略)

c 連結財務諸表に対する監査報告書は、連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

[監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」(2024年2月8日改正) 文例1の脚注]

(注1) 事業所の都市名を記載する場合は、「〇〇県〇〇市」のように記載する。

(注2) 監査責任者が電子署名を行う場合には、監査報告書にその氏名を表示する(第24項)。

(注3) ① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人  
〇〇県〇〇市(注1)  
代表社員  
業務執行社員  
公認会計士 〇〇〇〇  
業務執行社員  
公認会計士 〇〇〇〇  
(注2)

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人  
〇〇事務所(注1)  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 〇〇〇〇  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 〇〇〇〇  
(注2)

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇公認会計士事務所  
〇〇県〇〇市(注1)  
公認会計士 〇〇〇〇 (注2)  
〇〇〇〇公認会計士事務所  
〇〇県〇〇市(注1)  
公認会計士 〇〇〇〇 (注2)

(注4) その他の報告責任に関する別の区分を設けない場合は、見出しは削除する(第9-2項参照)。

(注5) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注6) 連結損益及び包括利益計算書を作成する場合には、「連結損益計算書、連結包括利益計算書」を「連結損益及び包括利益計算書」とする。



**FASF**

公益財団法人 財務会計基準機構



**ASBJ**

企業会計基準委員会

---

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル20階  
TEL.03-5510-2711 URL <https://www.fasf-j.jp/>